

7 福薬業発第 2 1 3 号
令和 7 年 9 月 1 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 千代丸康重

**厚生労働省「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」の
「地域連携薬局・健康増進支援薬局の認定基準設定に係る基本的考え方につ
いて（これまでの議論の整理）」の公表について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会（以下、本検討会）」において、地域連携薬局及び健康増進支援薬局の認定基準設定に係る基本的考え方に係る議論の整理が公表されました旨、日本薬剤師会より周知依頼がございましたので、お知らせします（別添）。

貴会におかれましては、この背景となる本まとめの趣旨・内容につき十分ご了解いただきますよう、お願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 219 号
令 和 7 年 9 月 12 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

厚生労働省「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」の
「地域連携薬局・健康増進支援薬局の認定基準設定に係る基本的考え方について
(これまでの議論の整理)」の公表について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会（以下、本検討会）」
において、地域連携薬局・健康増進支援薬局の認定基準設定に係る基本的考え方に係
る議論の整理が公表されましたので、お知らせいたします（別添）。

本検討会では、「地域の薬局全体で地域の医薬品提供体制を構築・維持することが求
められる中、特に地域連携薬局及び健康増進支援薬局については、地域の薬局、地域の
薬剤師会や地域行政をはじめとした他機関との連携により当該地域で必要な体制構
築・維持に積極的な役割を担うことが求められている」とした上で、「そうした制度の
趣旨が明確となることに加え、患者、地域住民から見て、また地域行政が地域の薬局
を活用して事業や施策を実施する上で認定薬局の役割や機能が分かりやすいものとな
ることが重要」であるとし、認定基準が複雑なものとならないよう、「当該認定薬局に
求められる機能に応じたものとなることを基本」とされました。

これを受けて今後、厚生労働省において具体的な検討が進められることとなります
ので、貴会におかれましても本まとめの趣旨・内容につきご了知いただきますよう、
お願い申し上げます。

なお、別添の図は、認定基準設定に関する検討の基本となった「地域における薬局・
薬剤師の役割・機能」の全体像であり、認定基準を示すものではないことを念のため
申し添えます。

<別添>

厚生労働省「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」の「地域連携薬局・健康増進支援薬局の認定基準設定に係る基本的考え方について（これまでの議論の整理）」
（令和7年8月29日）

※検討会の議論の経過及びとりまとめは厚生労働省ホームページに掲載されています。

厚生労働省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 医薬局が実施する検討会等 > 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62429.html

地域連携薬局・健康増進支援薬局の認定基準設定に係る 基本的考え方について(これまでの議論の整理)

- 本検討会では、地域における薬局の役割・機能のあり方を整理し、健康サポート薬局、認定薬局について、患者等が利用する、又は医療関係者が連携する薬局を選定する際に有用な制度となるよう、その機能や地域における役割・位置付けを改めて整理・明確化するための検討を行い、令和6年9月30日付けで「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）」を公表した。
- その後、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での審議を経て、「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」（令和7年1月10日）において制度改正事項が取りまとめられ、令和7年5月21日に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）において、現行の健康サポート薬局の届出制度は、法令上の名称を「健康増進支援薬局」とした上で、都道府県知事による認定制度となり、公布後2年以内の施行が予定されている。
- 地域の薬局全体で地域の医薬品提供体制を構築・維持することが求められる中、特に地域連携薬局及び健康増進支援薬局については、地域の薬局、地域の薬剤師会や地域行政をはじめとした他機関との連携により当該地域で必要な体制構築・維持に積極的な役割を担うことが求められており、そうした制度の趣旨が明確となることに加え、患者、地域住民から見て、また地域行政が地域の薬局を活用して事業や施策を実施する上で認定薬局の役割や機能が分かりやすいものとなることが重要である。また、その基準についても複雑なものとならないようにすることが求められる。
- このため、地域連携薬局及び健康増進支援薬局の基準については、当該認定薬局に求められる機能に応じたものとなることを基本とした上で、メリハリのあるものとすべきである。具体的には以下のとおり。

(1) 個々の薬局に必要な機能¹に係る基準について

- 薬局が有する機能のうち、外来患者の調剤・服薬指導、在宅対応、OTC医薬品の販売等といった個々の薬局に必要な機能については、現時点でも多くの薬局においてその機能を有していると考えられる。
- そのため、個々の薬局に必要な機能に係る基準については、必ずしも実績まで求めることとはせず、その機能の発揮に必要な体制が確保されていることが確認できるものとする。

(2) 地域・拠点で確保すべき機能²に係る基準について

- 認定薬局が有する機能のうち、地域・拠点で確保すべき機能に該当するものは、その薬局が発揮すべき要となる機能であり、一定水準を担保するための認定基準が必要であると考えられる。

^{1,2} 「個々の薬局に必要な機能」、「地域・拠点で確保すべき機能」については、令和6年9月30日付けで公表している「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）」を参照のこと。なお、「地域における薬局・薬剤師の役割・機能」を別添に参考として示す。

- そのため、地域・拠点で確保すべき機能に係る基準については、当該機能の質を確保する観点で必要とされるものとし、必要に応じて実績を求めることとする。

○ 今般示した考え方や以下の議論内容を踏まえ、地域連携薬局及び健康増進支援薬局の基準の検討を進める。なお、検討の際には、地域連携薬局と健康増進支援薬局では取り組むべき内容が違ふことにも留意する必要がある。

- 地域・拠点で確保すべき機能に係る基準について、地域の実情に合わせられる余地を残せるようにしておく必要があるのではないか。ただし、質を確保する観点から、基準の項目自体がなくなるということはあってはならないと考えられる。
- 個々の薬局に必要な機能に係る基準には、薬局の体制整備、地域の医療・健康における公共的な活動方針の理解、薬剤師倫理の保持、地域薬剤師会との連携、法令遵守といった基盤となる事項も盛り込んでほしい。なお、倫理の観点については、薬剤師のみならず、薬局開設者に対しても、医療提供施設を運営する上での倫理観の保持という考え方を盛り込むことを検討してほしい。
- 令和元年に現行の基準を策定した以降に進展した、DX 関連（オンライン資格確認、電子処方箋、オンライン服薬指導など）も視点としてあってもいいのではないか。DX 関連については、その役割機能に合わせ、関係法令等との整合性も考慮してほしい。
- 在宅対応に関する基準について、地域連携薬局は在宅に力を入れている薬局として、平均月2回以上という既存の基準をさらに引き上げる一方で、健康増進支援薬局については在宅の相談対応に焦点を当て、実際に在宅対応をしていることまでは求めないといった形で差をつけてはどうか。
- 現行の健康サポート薬局や認定薬局の国民への認知度が低い現状を踏まえ、今後は存在や役割を国民に積極的に周知する努力が求められる。そのうえで、活動予定や実績を行政、多職種、地域住民に積極的に発信・共有していくための体制整備に係る項目を盛り込むことを検討してほしい。

地域における薬局・薬剤師の役割・機能

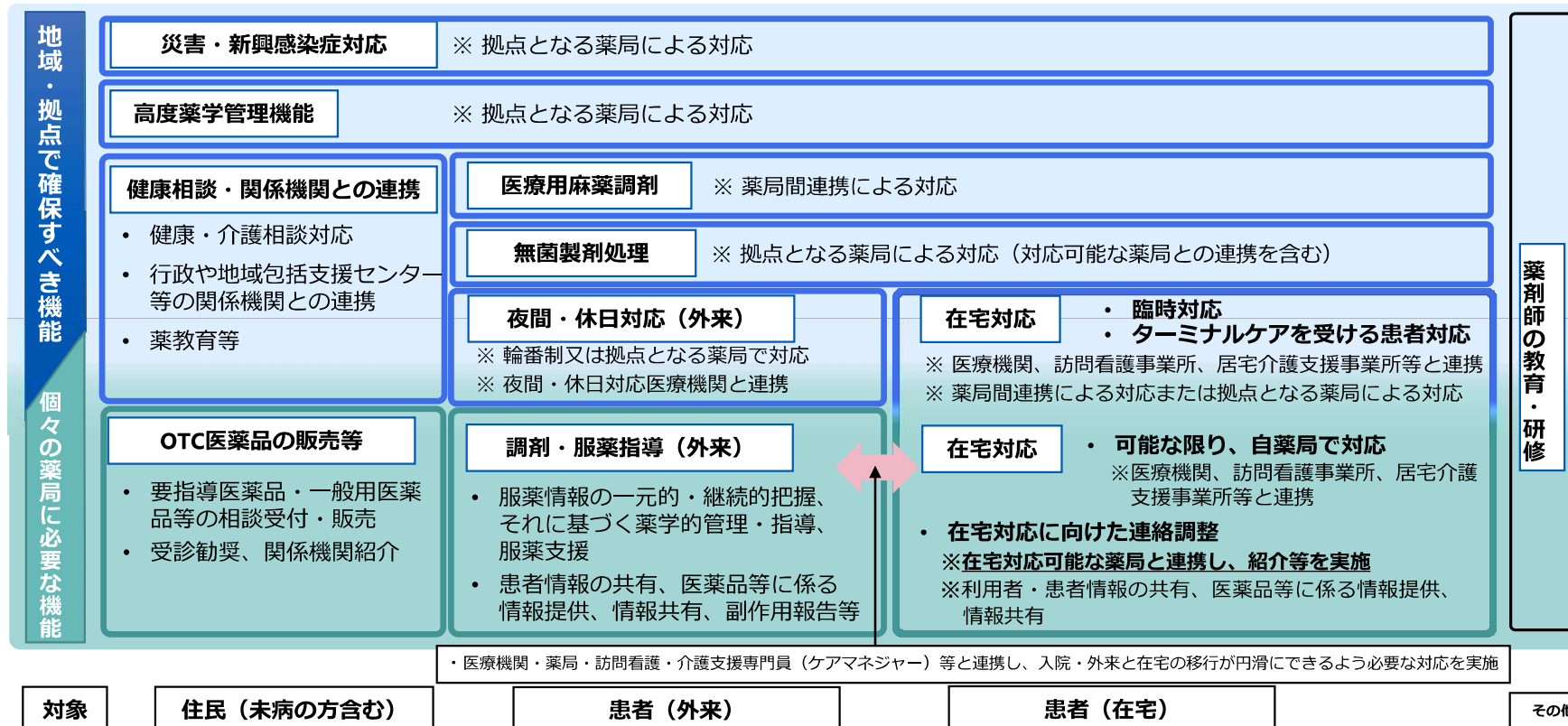
薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）（R6.9.30）」における「地域における薬局・薬剤師の役割・機能」の全体像（R7.8.29時点版）

別添

地域における薬局・薬剤師の主な役割

- 医療・介護関係者等との連携による地域の住民の薬物治療（外来・在宅医療）の提供
- 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
- 薬剤師の資質向上
- セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援 等

地域における薬局の機能＊



＊ 地域のすべての薬局が「個々の薬局に必要な機能」を持つことを前提に、薬局間連携による対応や医療機関等の関係機関との連携体制の構築など、その機能ごとに地域の状況に応じ、地域の薬局全体で実効性のある体制を構築・維持することが必要。